

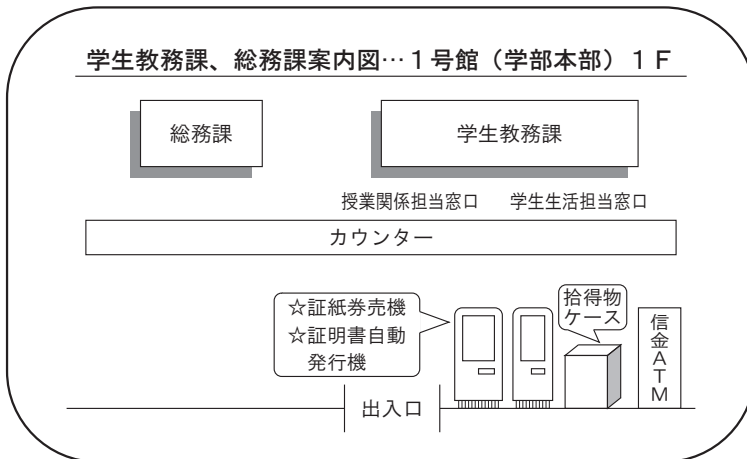
事務の窓口業務について

【業務時間】

●学生教務課、キャリア課、入試課、総務課

	月曜日～金曜日
通常	8:30～17:00

注1) 時間外の事務取扱いは一切行いません。
 注2) 休業期間・時間変更等は、その都度掲示します。
 注3) 土曜、日曜、祝日は完全休業です。

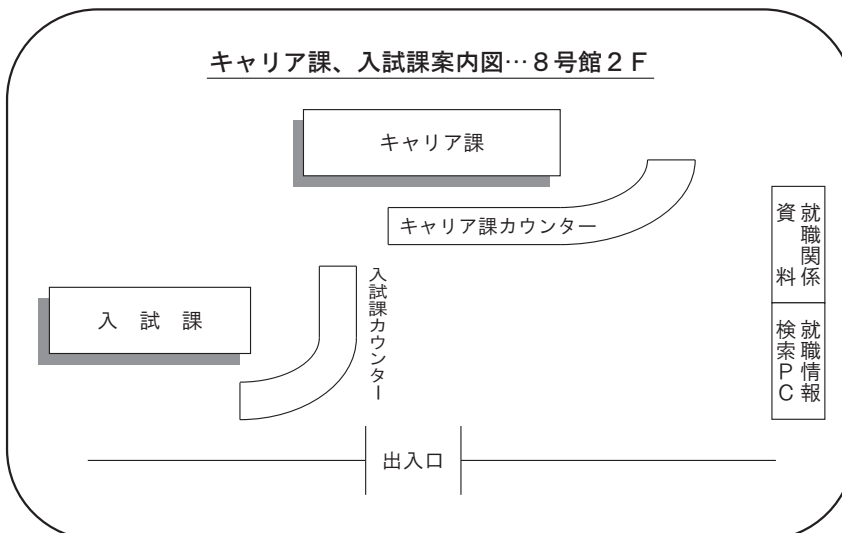


【学生教務課窓口での取り扱い内容】

- ☆授業運営・カリキュラムに関すること
- ☆履修登録に関すること
- ☆試験・成績に関すること
- ☆教職に関すること
- ☆留学・国際交流に関すること
- ☆学生生活に関すること
- ☆課外活動に関すること
- ☆奨学金に関すること
- ☆自動車・二輪車の登録申請
- ☆拾得物に関すること
- ☆学生証再交付
- ☆各種届出など

【総務課窓口での取り扱い内容】

- ☆スクールバス申込に関すること
- ☆建物等施設設備に関すること
- ☆学費延納手続に関すること



【キャリア課窓口での取り扱い内容】

- ☆就職に関すること
- ☆資格取得に関すること（授業に係る資格は学生教務課：教職・学芸員・毒劇物・食品衛生監視員）

【入試課窓口での取り扱い内容】

- ☆入学試験に関すること

証明書・学割・各種届出について

■ 証明書が必要な時は…

大学で発行する証明書のほとんどは、学生教務課前のロビーに設置してある『証明書自動発行機』で即時発行されます（必ず学生証が必要です）。

※証明書の有効期限は発行日より3ヵ月間となっています。

○ 証明書発行機で自動発行される証明書 ○

証明書の種類	担当課	手数料	備考
在学証明書	学生教務課	200円	
成績証明書		200円	
卒業見込証明書		200円	4年次生のみ自動発行(※単位数条件あり)
JR学割証		無料	
健康診断証明書	医務室	200円	

※『証明書発行機』が故障の場合にのみ上記担当課の窓口で発行いたします。

○ 窓口で申し込む証明書 ○

証明書の種類	担当課	手数料	備考
卒業証明書	学生教務課	200円	卒業式後に発行
各種英文証明書		300円	発行日は窓口で確認のこと
学生証(再交付)		3,000円	発行は約2週間後
情報関連設備公開 利用許可証(再交付)		無料	パスワードを紛失した場合のみ再交付 発行は約1週間後
仮学生証		500円	試験(定期試験および追再試験)時等発行

注意) 証明書を申し込む時は「学生証」が必要です。

注意) 窓口で申し込む証明書の手料は、学生教務課前に設置してある「証紙券売機」で発行する「証紙」で支払います。

☆ 証明書自動発行機 ☆

- 在学証明書
- 成績証明書
- JR学割証
- 健康診断証明書
(4年次生のみ)
- 卒業見込証明書
(4年次生のみ)

《稼働時間》

8:30~17:00



☆ 証紙券売機 ☆

- 再履修・再試験料
- 各証明書(5種類)
- 仮学生証
- 通学自動車登録
- 通学バイク登録
- 学生証再交付
- 情報設備利用許可(再交付)

《稼働時間》

8:30~17:00

願出・届出をしたいとき

以下の願出・届出については各課の所定用紙を使用し、担当窓口へ提出して下さい。

■学籍・授業関係（詳細は次ページ参照）

願・届出の種類	担当課	摘 要
休 学 願	学生教務課	病気その他の事由で3カ月以上休学する場合
退 学 願		病気その他の事由で退学する場合
復 学 願		休学者が復学する場合
再 入 学 願		病気その他の事由で退学した者が、再入学を希望する場合
授 業 欠 席 届		何らかの理由で授業を欠席する（した）場合

■身上関係（詳細は次ページ参照）

願・届出の種類	担当課	摘 要
改 姓（名）届	学生教務課	何らかの事由で氏名を変更する場合
住所等変更届		本籍地・正保証人を変更するとき

■学費関係（詳細は次ページ参照）

願・届出の種類	担当課	摘 要
学 費 延 納 願	総務課	納期（前期4月末日、後期9月末日）までに学費を納入することが著しく困難な場合

■課外活動関係

願・届出の種類	担当課	摘 要
団体結成承認願	学生教務課	新しく同好会を作る場合
合宿・遠征届		部または同好会で合宿・遠征を行う場合
催し物開催許可願		学内または学外で催し物を行う場合
物品販売許可願		学内で物品を販売する場合
アンケート・署名・勧誘・募金活動許可願		学内でアンケート・署名・勧誘・募金活動をする場合
ポスター・立看板・垂幕掲示許可願	総務課	学内にポスター・立看板・垂幕等を掲示又は設置する場合
スクールバスの利用		遠征や合宿でスクールバスを利用したい場合

■その他

願・届出の種類	担当課	摘 要
運動施設使用許可願	学生教務課	グラウンド・体育館等を使用したい場合
教室・物品借用願		教室等の学内施設や物品を使用したい場合
飲 酒 許 可 願		学内外で飲酒したい場合
トレーニングルーム使用許可願		学生会館トレーニングルームを使用したい場合

■学籍異動の願出について

休学、復学、退学を願いたい場合はまず学級担任に相談し、承諾を得た後学生教務課で所定の願用紙を受け取ってください（在籍学科の承諾がないと発行できません）。

休学願

病気その他の理由で3カ月以上修学できないときは、その理由を証明する書類（病気の場合は医師の診断書）添え、学生教務課所定の休学願を学級担任、主事、学科長を経て学生教務課に提出し、学長の許可を得れば休学することができます。したがって休学するような事態が生じたときは直ちに学級担任に申し出てください。

また、休学を願い出るときは、休学期間終了時までの学費（以下参照）を納入したうえで、願い出なければなりません。なお、休学期間中の授業料は（年間授業料の半額/12）×在学月数+年間授業料の半額となります。

※ 授業料のほか実験実習費、整備拡充費、学生厚生費、その他の諸会費を納めなくてはなりません。

復学願

休学の理由が解消し、復学しようとするときは、原則として学期の終わりの前月（2・8月中）に、あらかじめ学生教務課所定の復学願を学級担任、主事、学科長を経て学生教務課に提出しなければなりません。

退学願

病気その他家庭の事情などで退学しようとするときは、学生教務課所定の退学願に学生証を添えて、学級担任、主事、学科長を経て学生教務課に提出しなければなりません。もしも学生証を紛失したときは、その旨を退学願の中に明記しなければなりません。

再入学願

退学をして再度入学を願い出るときは、学年の始めに限り選考の上で入学を許可することがあります。再入学をしたい前年の12月までに学生教務課に相談してください。

■住所等の変更について（学生ポータルサイトでの変更）

本人の住所や正保証人の住所・電話番号、授業料通知送付先に変更が生じた場合は各自学生ポータルサイトにより変更してください。とくに携帯電話の番号が変わったときは速やかに変更をしてください。

※ただし、氏名の変更（改姓（名））、本籍地の変更、正保証人の変更の場合は学生ポータルサイトでの変更はできませんので、学生教務課窓口で変更手続きをしてください。

■学費について

学費は前学期分は4月中に、後学期分は9月中の2回に分けて分割納入することができます。但し、地震、風水害、干害、冷害、倒産、家計支持者の死亡等の特別な理由により、上記期日までに納入できない場合は「学費延納願」に理由を明記のうえ保証人連署で総務課に提出してください。

学生証

■学生証は常に携帯しよう！

◆学生証は、あなたが「本学の学生です」ということを証明する唯一の身分証明書です。通学の際は『学生証』を必ず携帯しましょう。

学籍番号はあなたの「セカンドネーム」

（学生証に記載してある学籍番号は大学が指定する個人番号で、試験時の解答用紙はもちろんのこと、証明書の申請等にも必ず必要になりますので、できるだけ早い時期に覚えましょう。）

【学籍番号の構成】

4 2 2 1 6 8 8 8
 学科 入学年度 個人番号

各学科のコード

生物生産	アクア	食品香粧	地域産業経営
4 2 2	4 2 3	4 2 4	4 2 5



こんなとき 👉 学生証が必要です。

- ①試験を受けるとき
- ②各種証明書の発行申請をするとき
- ③各種証明書、学割証の自動発行を受け取るとき
- ④通学定期を購入するとき
- ⑤学術情報センターで図書の出借を受けるとき
- ⑥その他、本学教職員から提示を求められたとき



紛失・破損…どうするの??

◆ 学生証を紛失または破損してしまった場合には再交付の手続が必要です。

☆申請用紙 → 学生教務課窓口

☆再交付料 → 学生教務課前の券売機で証紙(3,000円)を購入

◇◇◇◇発行は、申請受付から約2週間後となります◇◇◇◇

※申請が必要な場合は余裕を持って早めに手続をしましょう！（特に定期試験前など）

学内における氏名の文字表記

本学では、氏名の文字に旧字体、異字体、俗字等が含まれている場合は、機械処理上、その文字表記をJIS規格第一水準及び第二水準の範囲内の文字に置き換えて表記します。

なお、JIS規格第二水準の範囲内の文字に置き換えできない文字を含む場合は、姓名ともすべて『カタカナ』で表記します（漢字圏の留学生にあっても同様の取扱いとします）。

※ 置き換え文字の一例

『高』→『髙』 『崎』→『崎』 『吉』→『吉』 など

定期券購入の仕方

JR・バス定期券購入の仕方

◆定期券を買いたいときは?◆

- ①学生証といっしょに配布された「通学乗車券発行控」シールに必要事項を記入し、学生証の裏面に貼ります。

【学生証裏面】

現住所	網走市潮見18丁目1-33 ハイツ農大123号		2016年度 東京農業大学 東京農業大学 短期大学部	
通学区間	潮見18丁目 ~ 東京農大		~	
通学定期乗車券発行控	発行年月日	期間	発行	駅
	発行年月日	期間	発行	駅
2016年度				

←磁気部分

シールが**磁気部分**にかからないように貼りましょう。

通学乗車券発行控（シール）

- ②駅またはバス会社の販売窓口に学生証を提示し、定期券を購入する。

※バスの定期券は学内でも販売しています。

- 網走バス出張販売 新入生学科ガイダンス時に連絡します。
- 大学内売店（翌日渡し）



- ★「通学乗車券発行控」シールは、学生教務課の窓口で配布しています。
- ☆現住所や通学路線が変わるときは、新しい「通学乗車券発行控」に取り替えないと定期券が買えません。
- ★定期券は学生証のウラ面に現住所を記入した「通学乗車券発行控」シールを貼っていないと購入することができません。

インターネットを利用した学生サービス

(学生ポータルサイトとは?)

学生に対する告示、連絡、呼び出し、休講情報など重要な連絡は、すべて学生ポータルサイト及び掲示板で行います。掲示を見落とすと学生生活に支障が生じます。登下校の際には必ず学生ポータルサイト又は各課等の掲示を確認するようにして下さい。

1 学生ポータルサイト

学生ポータルサイトはインターネットを利用したサービスで、自宅や学内のコンピュータ自習室、インターネットラウンジ等を利用し、アクセスすることができます。

(1) 学生ポータルサイトでできること

The screenshot displays the Tokyo Nodai Information Portal interface. At the top, it features the university logo and navigation tabs for HOME, My timetable, Academic notices, Student life information, and Syllabus. The main content area is titled '週間スケジュール' (Weekly Schedule) and shows a calendar view for the week of January 19th to 25th, 2015. Below the calendar, there are several sections: '本日のスケジュール' (Today's Schedule) showing no classes, '各キャンパスからのお知らせ' (Campus Notices) with a list of 95 items, '全学共通のお知らせ' (University-wide Notices) with a list of 104 items, and 'あなただけのお知らせ' (Personal Notices). On the right side, there is a '個人向け情報' (Personal Information) section with links for login, password change, and other services. The footer includes the copyright notice 'Copyright FUJITSU LIMITED 2005-2014' and a 'PAGE TOP' button.

授業に関する情報や登録（Webシラバス、履修登録、成績確認、授業評価、住所登録変更等）ができます。個人的な呼び出しや大学からの連絡を閲覧できると同時に、携帯電話のメールアドレスを登録すれば自動受信も可能です。

(2) 利用方法

まず、これらのサービスを利用するためには本学のID・パスワードを取得し、ネットワークガイダンスを受講する必要があります。学内のパソコンを利用するときはオホーツク学術情報センター利用案内（P95）を参照して下さい。

(3) 利用者ID

入学すると、利用者IDが配布されます。利用者IDは、東京農大のネットワークサービスを利用するときに必要な利用者を認識する符号で、8桁の学籍番号が利用者IDとなります。利用者IDは次のような場合に必要で、同時にパスワードも必要になります。

- 学生ポータルサイトを利用する
- 大学の電子メールを使用する
- 農大アグリネットを利用する
- 授業でコンピュータ演習室・実習室のパソコンを使用する
- 学術情報センター、コンピュータ自習室、3キャンパスラボ（世田谷キャンパス1号館1F）などのパソコンを使用する
- インターネットラウンジを利用する

(4) パスワードについて

上記のサービスを利用するときに、利用者本人であるかどうかを確認するため、パスワードの入力が求められます。パスワードは利用者IDカードに印字されています。パスワードは銀行のキャッシュカードの暗証番号と同様にとても大切なものです。絶対に他の人に教えないで下さい。

また、このパスワードは上記サービスを最初に利用するための初期パスワードです。利用開始後すぐに変更し、その後も定期的に変更して成績などの個人情報が出ないように注意してください。初期パスワードを変更しない場合は5月31日で利用者IDの使用を停止します。変更方法は本学のホームページにアクセス（<http://www.nodai.ac.jp>）し、トップページにある「在学生・教職員の皆様へ」→「学生専用」→「パスワード変更」を順にクリックし変更してください。

パスワードがわからなくなった場合は再発行となります(有料)ので注意して下さい。

利用者IDカードの再発行は約1週間かかりますので、その間は上記のサービスを利用することができません。

(5) 利用者IDの有効期限と情報倫理教育受講について

利用者IDは、配布当日から卒業まで使用することができます。しかし、この利用者IDを使用するにあたり、皆さんが大学の様々なサービスを正しく安全に使うことができるように、「情報倫理教育（ネットワークガイダンス）」を受講することが義務

付けられています。この情報倫理教育を受講しない場合は5月31日で利用者IDの使用を停止します。

情報倫理教育（ネットワークガイダンス）は、必修科目である「フレッシュマンセミナー」の中で実施しますので、必ず出席して下さい。万が一欠席した場合は、学生教務課に相談して下さい。

(6) ネットワーク利用上の注意

ネットワークを利用するときは、次のことに注意して下さい（東京農業大学ネットワーク利用ガイドライン要約）。

- ① ネットワークを利用したすべての行為に全責任を負うことになるので、社会の一員としての自覚に基づいて利用すること。
- ② 複数のIDを持つことはできない。
- ③ 他の利用者に自分のIDとパスワードを教え、電子メールや学生ポータル等を使わせないこと。また、他の利用者のパスワードの解読をしないこと。
- ④ 他の利用者のファイルやデータを勝手に削除したり、コピーしたりしないこと。
- ⑤ 大量のデータを送信したりすることで、他の利用者の利用を妨げないこと。
- ⑥ 大学のネットワークは教育・研究を目的としているので、営利目的、政治活動、布教活動などで使用することはできない。
- ⑦ コンピュータシステムを壊したり、故障の原因となるような行為をしないこと。
- ⑧ 第三者の著作物を利用するときは、著作権法の規定に従い、勝手にコピーをしないこと。
- ⑨ 他の利用者の電子メールを勝手に読み、削除・コピーをしたり、偽造したりしないこと。
- ⑩ いやがらせや公序良俗に反する内容、不確かな内容の情報をWebページを使って流したり、迷惑となる電子メールを送ったりしないこと。
- ⑪ コンピュータウイルスを持ち込まないこと。

(7) アクセスの方法

本学のホームページにアクセス（<http://www.nodai.ac.jp>）し、トップページにある「在学生・教職員の皆さんへ」をクリックする。認証画面に利用者ID・パスワードを入力するとTOKYO NODAI Information Portalが開きます。あとは自分の必要とする機能を使って下さい。



(8) 注意事項

- ① 学外からアクセスする場合の通信費は利用者負担です。
- ② システムメンテナンス等でサービスを休止することがあります。

(9) 問い合わせ先

副学長 e-mail g-center@nodai.ac.jp

⚠️ 学生ポータルサイトを確認しよう！

—— 大学からの連絡は全て学生ポータルサイトで行います ——

大学では学生への重要な連絡事項を全て『学生ポータル』で行い、一度メッセージした事項は掲示した時点から周知したものとして取り扱います。メッセージ内容を見落とすと学生生活に支障が生じますので、インターネットを利用した学生ポータルサイトは毎日チェックして下さい。

■学生教務課からのメッセージ

授業関係（時間割、実験実習日程、日時・教室変更など）

休講・補講、諸連絡（学科、研究室、ゼミ等）

試験・レポート

定期試験・追再試験関係（時間割・注意事項など）

教職関係・学生生活に関する諸連絡（学生車両、課外活動など）

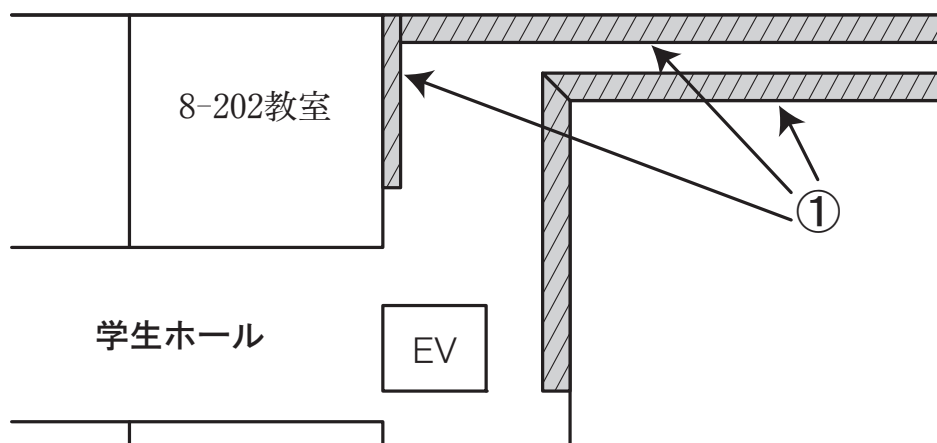
奨学金・国際交流（海外派遣プログラムなど）

■キャリア課からのメッセージ 学生ポータルサイトや8号館2階①で掲示します

公務員・求人・各種セミナー・インターンシップ・資格についての案内やキャリア課からのお知らせなどを掲示します。

※求人・会社説明会の情報は学生ポータル内の農大キャリアナビで確認できます。

＝ 8号館2F略図＝



守ってほしいこと

⚠️ 自動車・二輪車の乗り入れは必ず登録を！

なぜ、登録制にしているのか？

本学は市の中心部・住宅地から離れた立地条件にあるため、学内に学生専用の駐車場を設けています。しかし、学生駐車場に駐車できる数には限りがあり、登録台数を把握する必要があります。また、大学生になると自動車や二輪車の運転免許を取得できる年齢に誰もが達します。免許を取り、自動車や二輪車を持つことは個人の自由です。しかし、なかには十分な保険に加入しないまま運転をする人がいます。このような人は保護者の許可なく自動車・二輪車を持っている場合が多く、事故をおこすと加害者・被害者ともに十分な補償がされないため不幸なことになります。特に、加害者となってしまった場合には、事故を起こしてしまった本人だけでなく家族さえも一生を棒に振ってしまう可能性があります。大学では、「保護者の了承を得ているか」、「保険にきちんと加入しているか」を書類で確認するために登録制度を設けています。その他にも、大学内には不審な車両が入ってこないとも限りません。そのような時のトラブルを未然に防ぐためにも学生車両は登録資料をもとに管理しています。

未登録車両の学内乗入は厳禁です！

登録のない車両の学内乗入は、一切禁止しています。また、学内乗入指定された学生駐車場の駐車可能です。

乗入期間

- 自動車：通年
- 二輪車：5月1日～11月10日
(道路状況による)

許可証の貼付場所

- 自動車：運転席側後部座席窓に外から見えるように貼付。
- 二輪車：ガソリントank・前輪泥よけ等見えやすい部分に貼付。

外から見えるように！



見えやすい部分に！



注意事項

- 学内の指定された駐車場及び駐輪場に整然と駐車して下さい。
- 交通安全に努め、構内は徐行をして下さい。
- 許可証（ステッカー）は常に外から確認できるようにして下さい。
- 積極的に交通安全講習会に参加しましょう。

乗入許可申請方法

学生教務課窓口にて所定の手続きを行って下さい。

即日許可証(ステッカー)を発行します。申請についての詳細は学生教務課窓口にて案内しています。

①必要書類の提出 → ②許可証の受取 → ③所定位置に貼付 → ④乗入可能

※新規学内乗入登録をする学生は、所定の手続きをすることによって学内乗入が認められます。ただし年数回開催される交通安全講習会に参加する必要があります(乗入登録は交通安全講習会に参加する前でも可能です)。交通安全講習会に参加していない学生は次年度乗り入れができなくなりますので開催日に十分注意して下さい。(別途掲示)

申 請

- 受付場所 学生教務課
- 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
- 登録料 自動車:500円 二輪車:300円 再発行・ナンバー変更・車両変更:200円
(証紙は学部本部1階の学生教務課前の券売機で購入して下さい。)

提出書類

※不備があった場合は受付できません。

【新規登録】・・・登録料 自動車:500円 ・二輪車:300円

①自動車・二輪車通学許可申請書兼契約書(学生教務課に申請用紙があります)

- 証紙貼付 ○登録者捺印 ○駐車場契約証明者捺印・・・駐車場契約の有無確認のため
- 保証人(原則は父母)の署名・捺印・・・本人印と同じ場合は不可

②運転免許証提示(本人)

③学生証提示

④自賠償保険証明書提示・・・期限が切れていないもの

⑤任意保険証券・申込書控いずれか提示・・・期限が切れていないもの

・・・登録者(学生)が補償の対象となることがわかるもの

【新規登録後の異動届】 ※学生教務課にて手続き

- ナンバー変更・車両変更があった場合
- 許可証紛失の場合
- 代車の場合

【車両登録の年更新】 ※詳細は別途掲示

【更新制】

許可証(ステッカー)は毎年度更新制です。車両登録後、所定の次年度更新条件を満たした場合は、自動更新され、次年度初めに新しい許可証(ステッカー)を受け取ることができます。

【自動更新の条件】

学内外で行われる大学が指定した交通安全講習会に所定の回数出席が認められた場合。

※詳細については別途掲示。

登録の不許可・取消等

【下記のような不正な行為等があった場合は乗入取消等の処分を受けます】

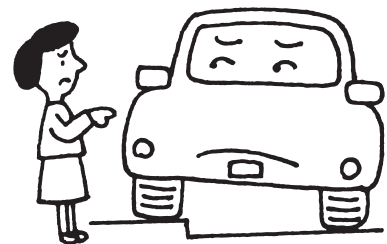
- 学生ハンドブック記載「自動車・二輪車乗入れ登録要領」に違反した場合。
- 許可証を偽造した場合。
- 乗入申請をする前に乗入をした場合。
- 講習会等の参加が無く、次年度自動更新されなかった場合。

やめよう！路上迷惑駐車

大学周辺、付近のアパート、店の駐車場、公園付近に迷惑駐車をすることは、地域で生活している住民に多大な迷惑をかけるばかりでなく、緊急時の通行等の障害にもなります。

特に冬期間は雪で道幅が狭くなり、救急車、消防車、除雪作業車、ゴミ回収作業車にも大きな支障をきたします。迷惑駐車はやめましょう！長時間駐車は、昼間12時間以上、夜間8時間以上路上に放置していた場合、20万円以下の罰金刑を受けます。

路上迷惑駐車は
絶対やめましょう
STOP!



苦情が多い迷惑駐車の例

- ① 地域住民の家（車庫）の前に無断で駐車をする。
- ② 消火栓、ゴミステーション前へ駐車をする。
- ③ 駐車禁止と書いてある看板の前に駐車をする。
- ④ 冬期間、道幅が狭い道路に駐車し他の車両の通行を妨げる。
- ⑤ 駐車禁止の表示がないからという理由で地域住民宅前の路上に平然と無断駐車をする。
- ⑥ 契約を交わしていない駐車場に駐車する。
(住居近くのアパート駐車場など)

! 注意・警告にもかかわらず迷惑駐車を繰り返す学生には「処置・処分」という対応を取ることがあります。

交通事故防止やそれに関わるトラブル防止

大学在学中に、自動車・二輪車の免許を取得し、実際に運転する学生も少なくありません。運転をする際は、十分安全運転に努めて下さい。また、万が一事故を起こしたり巻き込まれたりした場合、先方と自分だけで処理しようとするとは後々トラブルの原因となります。その場ですぐ、警察に届け出ましょう。

- 1** 自動車運転の際は、シートベルトを必ず装着する（運転者だけでなく、同乗者にも注意を払う）。
死亡事故の多くは、シートベルト未装着の場合です。
- 2** 「スピードダウン」に心掛ける。
重大事故の多くは若者の暴走によるものです。
- 3** 安全運転の励行に努める。
追い越しや見通しの悪い交差点では特に気をつけて下さい。
- 4** バイク運転の際は、ヘルメットを必ず着用する。
バイクの事故は、死亡事故につながることが多い。
- 5** 早朝・夜間の運転はできるだけ避け、ドライブに行く際は余裕あるスケジュールをたてる。
疲労が原因による居眠り運転の事故を引き起こすケースも少なくありません。

■セーフティラリー参加で、交通安全

北海道は全国でも交通事故が特に多いと言われていますが、大学では毎年、北海道の交通安全運動のひとつである「セーフティラリー北海道」に大学のチームとして参加しています。これはエントリーした者が決められた期間中に無事故・無違反で交通安全を達成するというもので、毎年多くの学生が参加し、交通安全に努めています。

免許を取得している学生は、是非この活動に参加してください。そして日頃より十分安全運転に気を付け事故の無いようにしましょう!!

◆◆エントリーについては、学生ボランティア団体（農大セーフティドライブの会）が取りまとめます。詳しい事は、掲示板・学生ポータルで確認しましょう◆◆



エコドライブのすすめ

環境負荷の軽減に配慮したエコドライブを実践して環境にやさしいドライバーに！警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省からなる「エコドライブ普及連絡会」では、エコドライブのポイントとして、以下の10項目を挙げていますので参考にして運転しましょう。

できる項目から実施し、無理なく継続することが大事です。実際の運転では、車の流れにのり交通法規を守り安全優先で走行しましょう。

1. ふんわりアクセル『eスタート』

やさしい発進を心がけましょう。

2. 加減速の少ない運転

車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。

3. 減速時は早めにアクセルを離そう

エンジブレーキを積極的に使いましょ
う。

4. エアコンの使用は適切に

車内を冷やし過ぎないようにしましょ
う。

5. ムダなアイドリングはやめよう

無用なアイドリングをやめましょう。

6. 渋滞を避け、余裕をもって 出発しよう

出かける前に、道路交通情報を活用し
て、行き先やルートを確認して、余裕
をもって行動しよう。

7. タイヤの空気圧から始める点検、 整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけよ
う。

8. 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろそう。

9. 走行の妨げとなる駐車は やめよう

迷惑駐車はやめよう。

10. 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣
にしよう。

飲酒について

！ イッキ飲みはゼツタイやめよう！

～無理に飲まない、飲ませない～

大学在学中に成人式をむかえ、何かと飲酒の機会が多くなると思いますが、日頃飲み慣れていない者が自分の適量を解らずに暴飲し、急性アルコール中毒になって救急車のお世話になるという事にもなりかねません。日本の習慣として無理にお酒をすすめる傾向があり、その為に大きな事故に発展する事も考えられます。春の新入生歓迎コンパや秋の収穫祭の時などは十分注意して下さい。また、学内外における飲酒は、飲酒許可願を申請し、教職員同席のうえで原則午後8時までに終了しなければなりません。

酒(アルコール)と事故

クラブ等のコンパで、無理に飲ませたことやイッキ飲みによる急性アルコール中毒で、死亡者を出した大学もあります。また、飲酒が原因で、転落事故・交通事故・喧嘩を引き起こす可能性があります。

イッキ飲みを強制しない

「クラブの伝統だから」「先輩の命令」「場を盛り上げるため」という理由で、他人に酒(アルコール)を強制することは決して行わないで下さい。

断る勇気を持つ

飲酒の適応量には個人差があり、その日の体調により酔い方も違います。飲酒に対し自分をコントロールする自律性を持つ。

！ 飲酒運転は厳禁！

昨今では飲酒運転による悲惨な事故についてメディアで大々的に報道され、非難の的となっています。加害者となってしまった場合には本人はもちろんのこと家族は一生苦しみを背負うこととなります。飲酒運転に対して社会は敏感であり、一学生の行動が大学に対する批判に跳ね返ります。飲酒をした際には車両運転は厳禁です。飲酒運転の事実が発覚した場合には厳重な処分となります。

道路交通法による罰則

- 酒気帯び運転（呼気1ℓ中のアルコール濃度0.15mg）
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 飲酒運転（アルコール等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態）
5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 運転者以外の責任についての処罰
車両提供者は運転者と同じ処罰
酒類の提供・車両の同乗者も処罰の対象

絶対にやめよう

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ」

覚醒剤や麻薬は、「集中力が高まる」「痩せられる」などの甘い言葉に誘惑されて使用してしまう若者が後を絶ちません。使用した場合はもちろん、所持だけで10年以下の懲役刑が科せられる重罪です。

大麻は、「タバコより害が無い」「外国では認められている」などの噂を鵜呑みにして、気安く手を出す人が多いですが、所持・譲渡・譲受した場合は5年以下の懲役となります。入手のための強盗や殺人などの二次犯罪に発展し、本人はもちろん、家族をも想像を絶する不幸に陥れることとなります。

また、「危険ドラッグ」(脱法または合法ドラッグ)と呼ばれるものも出回っていますが、これらの薬物は、多種類の薬品を化学合成等して作られたものであり、使用することは、体への影響を考えると大変危険です。

薬物は乱用すると、脳に悪影響を及ぼすとともに、依存を引き起こします。興味本位で1回だけなら大丈夫と想着いても、自分の意思だけでは止められなくなります。絶対に使用してはいけません。

密漁に注意！

網走市内の網走川等では海面漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、サケ・マスの増殖を行う河川等の河口付近は、サケ・マス釣りが禁止されています。また、採捕も全面的に禁止されています。

そのことを知らないで遊び心で捕獲してしまい、密漁で逮捕されたケースも実際に起きています。

悪気はなくても法に触れ、取り返しのつかない事態を招きかねませんので、十分注意して下さい。

家庭ごみの分け方・出し方

アパート暮らしなどで学生生活を送る際は、家庭ゴミの排出ルールを守りましょう。




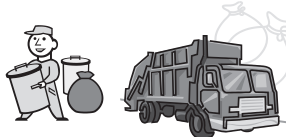

☆網走市の分別ルール（市外に住んでいる学生は各市町村のルールを守ってください）

<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの収集日は原則週2回、各地区により異なります。 ●ルールを守り地域市民と協力しゴミを出すように心がけましょう。 	一般ごみ(有料収集) 一般ごみは市の指定ゴミ袋に入れるか、ゴミ処理券を使用する 	粗大ごみ(有料収集) 市への事前申込みが必要 	有害ごみ(無料) 蛍光管、電球、乾電池等 
	資源物(無料) 缶類、びん類、発泡スチロール、白色トレイ、ペットボトル、紙類（新聞他） 	古着・古布類 市役所、エコセンター等市内回収場所に設置の専用回収ボックスに出す 綿50%以上 	食用廃油(無料) 市への事前申込みが必要 



詳細は網走市発行の「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」で必ず確認してください。

! ルール違反です!

 ごみをゴミボックスや資源物ネットに入れない	 ゴミステーション前に駐車する （収集作業の支障となる）
 分別ができていない。出してはいけないごみが混じっている	 収集日以外にごみを出す。 （収集日の朝8時30分までに出すこと）
 山林等にごみを廃棄する。ごみを焼却する。 ◇ごみの不法投棄・焼却は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。これに違反した場合は、「5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金又はこの併科」に処されます。	

エコロジーキャンパスの取組み

東京農業大学は平成14年2月に世田谷キャンパス、平成15年3月に厚木・オホーツクキャンパスがISO14001認証を取得し、9年間にわたり認証継続を行ってきましたが、平成23年度からは環境に対する取組みについて、東京農大独自の方法にて継承していくこととなりました。

この期間、法令厳守、化学物質・廃棄物の適正管理、温室効果ガス削減、エコキャンパスの推進等々、多くの成果を得られました。今後においても引き続き、より一層環境活動推進に向けて学生のみなさんのご協力をお願いします。

☆ 廃棄物の再生利用、適正処理の推進

- 廃棄物の再生利用、適正処理を進めます
- 再生品の購入（グリーン購入）を進めます
「ゴミは分別しましょう。キャンパス内の分別ボックスを活用しましょう。
みなさんの協力が廃棄物を減らします！リサイクルにつながります！」

☆ 廃棄物の発生抑制

- 大学内は、紙が廃棄物となって大量に発生しています
- 情報（書類を中心とした）の電子化を推進し、印刷物の量を減らします
「キャンパス内で電子化情報が利用できるように環境を整備します！」

☆ 化学物質の適正な取り扱い

- 学生実験で取り扱う化学物質の安全及び適正な処理を徹底します
- 勉学や研究の名のもとに使用した化学物質で環境汚染をしてはならない
- 試薬の無駄な使用と廃棄を無くしていく努力が求められる
「化学物質の保管、記録管理について法令厳守しましょう！」

☆ 省エネルギー・省資源の推進

- 節電・節水等の省エネを推進します
「何気なく使っている「エネルギー」、「資源」を意識しましょう！」



分別ゴミ箱を利用しよう！

学内には、缶・瓶・ペットボトル、乾電池やガラス屑等を分別するゴミ箱が設置されています。学内および食堂やロビー等での飲食で出たゴミや空缶は、決められたゴミ箱へ捨てましょう。また、駐車場にゴミが多く見られます。学内のゴミ箱に捨てるか、自分の家に持ち帰りましょう。



節水・節電に協力を…！

研究室・トイレなど水道水の利用は無駄の無いよう、教室やトイレの照明も使用していない時はこまめに消しましょう。また、備え付けのトイレトペーパーを個人で持ち帰ったりする事のない様にお願いします。

守ってほしいこと



電話での呼び出しは出来ません

- 大学では校内放送等による学生の呼び出しは出来ません。
- 父母や友人からの電話による学生の呼び出しは出来ません。
- 学生の住所・電話番号などのプライバシーに係わる問い合わせなどにも一切応じていません。
- 大学では個人宛の郵便物等は受付けていません。



学内施設や物品の借用は必ず届出を！

- 個人または団体（同好会など）で、教室等の学内施設や物品を借用する場合は必ず届出なければなりません（勝手に使用することはできません）。

☆学内施設や物品を使用したいときは…☆

1. 学生教務課窓口で、「教室・物品借用願」の届出用紙をもらう。
2. 各自で届出の用紙に記入し、学生教務課へ提出する。
3. 学生教務課で、借用が可能かどうか確認して許可します。

※注意事項※

原則として「教室・物品借用願施設借用」の届出は事務処理の関係上、借用したい日の前日午後2時までに申し込まなければ許可されません。



無許可ポスター等の掲示は禁止です！

- 掲示板に無許可でポスター等を貼ることは禁止されています。
- 掲示板以外の場所にポスター等を貼ることも禁止されています。
- キャンパス内で営利を目的としたポスターの掲示やビラ、チラシの配布は禁止されています。

☆学内にポスターを掲示したいときは…☆

1. 学生教務課窓口で、「ポスター掲示許可願」の届出用紙をもらう。
2. 各自で届出の用紙に記入し、学生教務課へ提出する。
3. 学生教務課で、掲示が可能かどうか確認して許可します。



喫煙場所を守りましょう！

キャンパス内は、校舎の内外を問わず原則として禁煙です。喫煙は必ず決められた喫煙コーナーで行って下さい。歩行喫煙や吸い殻の投げ捨ては学内外を問わず厳禁です。喫煙は、喫煙者本人の健康はもちろんのこと、喫煙しない人の健康にも害を及ぼします。タバコを吸わない人が他人のタバコの煙を吸わされることを受動喫煙といい、平成15年施行の健康増進法・第25条に受動喫煙の防止が定められています。タバコを吸う場合は、マナーにも充分配慮するようにしましょう。もちろん、タバコは20歳から。ですが、吸わないに越したことはありません。当学部では喫煙者・非喫煙者それぞれの権利を守る為に、分煙化を徹底しています。



☆喫煙コーナー

- ・第二食堂2階の喫煙スペース

■ SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)に注意

Twitter・Facebookなど短い文章を投稿したり、友達同士でメッセージや写真など共有してコミュニケーションを取ったりするソーシャルネットワークサービス（SNS）が普及してきており、実際に活用している人もいます。ソーシャルネットワークサービス（SNS）は便利さや楽しさを兼ね備えている反面、危険な面も潜んでいます。SNS利用にあたってはトラブルに巻き込まれる可能性があるということを理解したうえで利用するようにしましょう。

⚠ 個人情報の取扱いへの注意

個人情報とは個人を特定できる氏名・住所・電話番号・所属・肩書といった情報だけではなく、行動や写真、動画、音声も含まれます。これらを無断で掲載することはプライバシー権の侵害になりかねませんので他人の個人情報を不用意に掲載することは絶対にやめましょう。また、自分の個人情報をインターネット上に公開することで悪意のある他人による「なりすまし」等の被害も考えられます。不特定多数が閲覧できる状態にしない設定など個人情報の公開範囲に気をつけましょう。

⚠ 画像の情報に注意

GPS機能のついたスマートフォンやデジタルカメラで撮影した写真には、撮影日時や撮影場所の位置情報（GPS情報）など、さまざまな情報が含まれている場合があります。こうした位置情報が付いた写真を掲載してしまうと、自宅や居場所が他人に特定されてしまう危険性があり、迷惑行為やストーカー被害などの犯罪の被害に遭う可能性もあります。

⚠ 誹謗中傷と誤解される内容の掲載

SNSとはいえ他人の人格・容姿を否定する発言をすると名誉毀損に該当するので他人を中傷（悪口など）するような書き込みはやめましょう。

またSNSは常に不特定多数の人が見ており、発言した本人の意思に関わらず悪意のある拡散による炎上なども頻繁に起きています。ネガティブな内容の投稿を見たユーザーは自分に対しての発言と捉えてしまいやすい傾向があるので注意が必要です。

⚠ 写真や画像への権利への注意

アニメや漫画の画像を使用することは著作権違反になる可能性が高いので控えましょう。

また芸能人や著名人が写った画像を使用することは「パブリシティ権」の侵害になる可能性があります。「パブリシティ権」とは著名人が、自分の肖像や名前に依拠する経済的な価値を保護し、また独占できる権利のことです。しかしこのパブリシティ権は余程のケースでなければ、訴えられるようなことにはならないのが現状で、少し曖昧に考えられているようです。

（著名人のデートや買い物などのプライベート写真はプライバシー侵害になる可能性もあります。）

奨学制度

人材育成の為、成績や人物ともに優秀な学生や、経済的理由により修学が困難な学生に対して、各種奨学金や教育ローンの制度があります。奨学金の申し込みや貸与には成績や人物、家計基準等の付帯条件があります。以下に本学で取り扱っている奨学金制度を一覧表にして説明します。

奨学金制度の詳細や不明な点は、学生教務課にお問い合わせください。

学内奨学制度

種 類		出願資格・対象		金 額	備 考
特待生	減免	1年次	一般入試の合格者を対象として、一般入試における得点（成績）をもとに選考される	授業料の全額免除	○期間は1年間 ○年度毎に選考する ○選考人数は入学定員（各学科の学年ごとの定員）学生数の3%以内 ○平成27年度の特待生数 オホーツク 31名
		2年次以上	前年度までの学業成績（秀と優の単位修得率75%以上）と人物評価等を総合して学科長から推薦を受け選考される	授業の半額免除	
人物を畑に還す奨学金	減免	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業後に出身地等において農林水産及び関係産業の担い手（専業）となる者 ○東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県以外の日本の道府県に所在する高等学校等出身者 ○正保証人が東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県以外に居住する自宅外通学者 ○経済的修学困難者 	農大と国立大学との学費の差額を考慮し、授業料から60万円を免除	<ul style="list-style-type: none"> ○留学生を除く ○期間は1年間 ○毎年申請し、選考 	
東京農業大学・東京農業大学短期大学部奨学生	貸与	入学後、家計の急変や災害等の理由によって、経済的に修学が困難になった者で、援助が必要な日本人の学費延納者	年額50万円 ※無利子	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の申請にもとづき所属学科長が推薦する ○貸与期間は1年間、但し継続は妨げない ○返還は、卒業・退学・除籍後、年払いで15年以内 	
東京農業大学・東京農業大学短期大学部外国人留学生奨学生	支給	学業、人物ともに優れかつ経済的理由により修学が困難である外国人留学生	月額 45,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の申請にもとづき留学生専門委員会で審議し、学長が決定する ○支給期間は原則1年間、但し継続は妨げない 	

種 類		出願資格・対象	金 額	備 考	
東京農業大学・東京農業大学短期大学部教育後援会特別奨学金	貸与	入学後、保証人の怪我や病気入院または死亡等によって経済的に苦しく修学が困難になった者	学費相当額 (全額または一部) ※無利子	○貸与期間は、大学は入学から4年間、短大は2年間 ○返還は、卒業後6ヵ月を経過後10年以内	
佐竹利彦記念外国人留学生奨学生	支給	本学に学籍を有する私費外国人留学生にあって、特に有為な人材で、かつ学費の負担が困難と認められる者(経済援助を行うことにより、母国の発展に寄与する人材の育成に資することを目的とする)	奨学基金の果実の範囲内	○本人の申請にもとづいた学部長からの推薦候補者について、学生部長が資格審査し、学長が決定する ○支給期間は1年間、但し継続は妨げない	
運動選手特待生	免除	運動選手として特に優れた実績と、将来における特段の活躍が期待される優秀な人材で、第一種と第二種がある	第一種	入学金・授業料・整備拡充費を免除	○特待生の期間は当該学生の最短の就学年数 ○強化指定部またはそれに準ずる部の部長から学長に申請する ○入学後、運動成績を審査委員会が毎年確認する
			第二種	授業料を免除	
東京農業大学特別留学生	減免	海外協定校学長及び校友会海外支部長の推薦を受けた、成績及び人物優秀な者	入学金・授業料・整備拡充費・実験実習費・諸会費の納付金の全額		
○「学費の分納・延納制度」を設けており、経済的援助の一助としている。					

学外奨学制度・日本学生支援機構奨学金

種 類	出願資格・対象		金 額	備 考
第一種奨学金 ※無利子	貸与	1年次	平成28年度の貸与月額 は下記金額から選択 (1年次生) [大学] 自宅通学 30,000円 54,000円 自宅外通学 30,000円 64,000円	○卒業後、進学(大学院及び学士編入学等)した場合は、終了或いは卒業まで返還が猶予される。 ○貸与開始後、留学・休学・退学等学籍に異動が生じた場合は、大学に申し出なければならない。
		2年次以上	[短期大学] 自宅通学 30,000円 53,000円 自宅外通学 30,000円 60,000円	
[緊急採用] ○家計支持者が失職・破産・倒産・病気・死亡、または火災・風水害により緊急に奨学金が必要になった場合、随時申し込みできる。 ○貸与開始月は、申し込み年度内の4月を限度として事由発生月以降から翌年の3月まで。				
第二種奨学金 ※有利子	貸与	○出身学校または在籍する学校における成績が平均水準と認められる者 ○特定の分野で特に優れた資質・能力を有すると認められた者 ○学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者 ○大検合格者で上記に準ずると認められる者	平成28年度の貸与月額は下記金額から選択 30,000円 50,000円 80,000円 100,000円 120,000円	○卒業後、進学(大学院及び学士編入学等)した場合は、終了或いは卒業まで返還が猶予される。 ○貸与期間中であっても必要に応じて貸与月額を変更することができる。 ○貸与開始後、留学・休学・退学等学籍に異動が生じた場合は、大学に申し出なければならない。
		[応募採用] ○家計支持者が失職・破産・倒産・病気・死亡、または火災・風水害により緊急に奨学金が必要になった場合、随時申し込みできる。 ○貸与開始月は、申4月から翌年3月の間の希望月から卒業予定月まで。翌年の3月まで。		
入学時特別増額貸与 ※有利子	貸与	○毎月の貸与月額のほか、4月の基本月額に定額を増額して貸与を受けることができる。 ○4月を始期として第一種及び第二種奨学金の貸与を受ける者で、増額貸与を希望する者。 ○奨学金申請時の家計基準における認定所得がゼロになる者、または「日本政策金融公庫の教育ローンの融資が利用できなかったことについて(申告)」を提出した者。 ○貸与学は有利子で、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択し、奨学金の第1回目の振込時に上乗せされる。 ○入学時特別増額貸与だけを借りることはできない。		

学外奨学制度・その他の奨学制度

1. 地方自治体・地方公共団体・民間育英奨学事業団体

大学・短大の新入生を対象にして、募集時期は毎年4月から6月頃にあります。

大学に募集要項を送ってくる自治体や団体については、学生教務課の学生ポータル(掲示板)で募集をお知らせします。掲示されない自治体や団体については、該当する自治体や団体に直接問い合わせてください。

このような奨学制度は、ほとんどの場合、日本学生支援機構の奨学金との併用ができませんので注意してください。

2. 日本政策金融公庫教育ローン

新入生のみならず在校生も利用することができます。

融資額は学生一人につき300万円以内で、返済期間は15年以内です。詳しくは最寄りの日本政策金融公庫各支店または各相談センターに問い合わせてください。

●「国の教育ローン」コールセンター／

0570-008656 (ナビダイヤル) 又は03-5321-8656